

岐阜地域ドメスティックバイオレンス防止協議会設置要綱

(目的)

第1条 配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、通報・相談・保護・自立支援の体制整備と関係機関の連携を図ることを目的として「岐阜地域ドメスティックバイオレンス防止協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために以下の事項について連絡調整及び検討をする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止、早期発見、早期対応及び援助のための関係機関の連携の推進に関すること。
- (2) 配偶者からの暴力の防止に係る県民等への周知、啓発に関すること。
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。

(組織等)

第3条 協議会の構成員は、別表に掲げるとおりとする。

(会長)

第4条 協議会の会長は、岐阜地域福祉事務所長をもって充てる。

2 会長は、協議会を招集し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長が指名する者がその職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会は、必要に応じて隨時会長が招集する。

2 会長は、必要と認めるときは構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、岐阜地域福祉事務所に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成14年 1月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年 2月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年11月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年 1月 17日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年 1月 9日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年 2月 13日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年 4月 2日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

別表

| | |
|------|--------------------------------------|
| 警察 | 管内警察署 |
| 福祉関係 | 岐阜県民生委員児童委員協議会岐阜ブロック代表 会長が必要と認めた者 |
| 医師会 | 岐阜地区の医師会代表 |
| 保健関係 | 管内保健所 |
| 法務関係 | 人権擁護委員 |
| 教育関係 | 岐阜教育事務所 |
| 市町関係 | 管内市町 |
| 県関係 | 中央子ども相談センター 女性相談センター 岐阜地域福祉事務所 |